

## 富岡市スポーツ施設予約システム導入業務プロポーザル実施要項

### 1 事業の趣旨・目的

本事業は、本市スポーツ施設予約における市民サービスの向上、新しい生活様式への対応及び受付等事務の効率化並びに施設の利用促進及び有効活用を図るため、ASP（Application Service Provider）方式による施設予約システム（以下「システム」という。）を導入するものである。

なお、システム導入に当たっては、価格だけでなく、システム管理運用について高い安定性や高度な技術力が求められることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

### 2 事業概要

#### (1) 事業名

富岡市スポーツ施設予約システム導入業務

#### (2) 事業内容

富岡市スポーツ施設予約システム導入業務基本仕様書のとおり

※システムについては、原則、各事業者が所持するパッケージソフトの導入を前提とし、別途企画提案を受入れるものとする。

#### (3) 契約期間

契約締結日～令和9年3月31日

ア 導入期間：契約締結日～令和4年3月31日

イ 運用期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日

#### (4) 価格提案額等

上限額 12,100,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

上限額は、次の項目の経費を含むものとする。また、上限額は契約時の予定価格ではなく、提案内容の規模を示すものであることに留意すること。

ア 導入業務に係る経費

イ 運用期間中の使用料及び保守業務に係る経費

#### (5) 担当部署及び問い合わせ先

富岡市市民生活部スポーツ課（担当：岩瀬、永井）

住所 〒370-2345 富岡市上黒岩 1377-1

電話 0274-63-6392

ファックス 0274-63-6214

メールアドレス [sports@city.tomioka.lg.jp](mailto:sports@city.tomioka.lg.jp)

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本業務の参加表明書提出時において、本市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 富岡市建設工事等請負業者指名停止等の措置要綱（平成 23 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止の期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 富岡市暴力団排除条例（平成 24 年富岡市条例第 32 号）第 6 条の各項に規定する措置に該当しないこと。
- (7) ISMS（ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001）又はプライバシーマーク（JIS Q 15001）の認証を受けていること。

### 4 プロポーザルに係るスケジュール(予定)

項目	時期	備考
参加表明の質問提出締切	令和 3 年 8 月 5 日 17 時まで	電子メール
参加表明の質問に対する回答	令和 3 年 8 月 11 日	富岡市ホームページ
参加表明書提出締切	令和 3 年 8 月 19 日 17 時まで	持参または郵送
参加資格審査結果通知	令和 3 年 8 月 24 日	電子メール
企画提案書等の質問提出締切	令和 3 年 8 月 25 日 17 時まで	持参または郵送
企画提案書等の質問に対する回答	令和 3 年 8 月 31 日	富岡市ホームページ
企画提案書等の提出締切	令和 3 年 9 月 10 日 17 時まで	持参または郵送
1 次審査結果通知	令和 3 年 9 月 15 日	郵送
プレゼンテーション	令和 3 年 9 月下旬	
2 次審査結果通知	候補者選定が済み次第	郵送
仕様等詳細協議	候補者へ別途通知	
契約締結	前項の協議が整い次第	

## 5 応募書類

### (1) 配布期間

令和3年8月2日から

### (2) 配布場所

富岡市ホームページ内からダウンロード

### (3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 6 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、以下のとおり提出すること。

### (1) 提出期限

令和3年8月19日17時必着

### (2) 提出場所

「2 事業概要」(5)に同じ

### (3) 提出方法

持参または郵送

### (4) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書(様式第2号) 1部

イ システム稼働実績報告書(様式第3号) 1部

ウ ISMS(ISO/IEC27001又はJIS Q 27001)又はプライバシーマーク(JIS Q 15001)を取得していることが分かる書類(許諾証の写し等) 1部

### (5) 資格審査結果

8月24日に電子メールで通知する。

### (6) 注意事項

参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第4号)により届け出るものとする。

## 7 質問

本プロポーザルに関して、質問事項がある場合は、質問書（様式第1号）により以下のとおり行うこと。

### (1) 参加表明書の提出についての質問

#### ア 提出期限

令和3年8月5日 17時必着

#### イ 提出場所

「2 事業概要」(5)に同じ

#### ウ 提出方法

電子メール（受信確認の電話を行うこと）

#### エ 回答について

① 回答日 令和3年8月11日

② 回答方法 質問への回答は富岡市ホームページに掲出し、個別には回答しない。

### (2) 企画提案書等の提出についての質問

#### ア 提出期限

令和3年8月25日 17時必着

#### イ 提出場所

「2 事業概要」(5)に同じ

#### ウ 提出方法

電子メール（受信確認の電話を行うこと）

#### エ 回答について

① 回答日 令和3年8月31日

② 回答方法 質問への回答は富岡市ホームページに掲出し、個別には回答しない。

## 8 企画提案書等の提出

参加表明書の提出を行い、資格審査結果通知において、参加資格を有する旨の通知を受けた事業者は、以下のとおり企画提案書等を提出すること。

### (1) 提出期限

令和3年9月10日 17時まで

### (2) 提出場所

「2 事業概要」(5)に同じ

### (3) 提出方法

持参または郵送

### (4) 提出書類

ア 企画提案書 正本1部 副本6部

イ 機能要件書（基本仕様書 別紙2） 1部

- ウ 価格提案書（様式第5号） 1部
- エ 価格提案書明細書（任意様式） 1部
- オ 紙媒体の提出に併せて、DVD-R に記録した電子データを1部提出すること。

（5）企画提案書

提案書の作成にあつては、次の項目順でまとめること。

ア 提案ポイント

- ・システム導入による市民サービスの向上及び業務の効率化
- ・システムの将来性など

イ システム概要

（ア）画面構成

（イ）利用者側予約方法

（ウ）管理者側予約方法及び利用者予約登録受付方法

（エ）統計情報管理方法

（オ）施設及び備品登録方法

（カ）利用料収納管理方法

ウ 本市既存の業務用端末での運用方法

エ 運用支援体制及びデータ維持管理対応

オ 情報セキュリティ

カ 導入時研修、操作向上策

キ 障害時復旧体制

ク その他独自提案

（6）機能要件書

機能要件書の作成にあつては、次のとおり記入すること。

ア 対応の欄

対応可能「○」、カスタマイズ等により対応可能「△」、対応不可「×」と記すこと。

イ カスタマイズ費の欄

費用が発生する場合は、万円単位で記入すること。

（7）注意事項

ア 企画提案書は、原則としてA4判、横書き、両面印刷、長編綴じで作成し、ページ数上限は、表紙・目次を除き40ページ以内とする。副本には、社名ロゴ等の社名が分かるものは掲載しないこと。

イ 電子データのファイル名は、提出書類名と同じにすること。

## 9 審査

### (1) 審査方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション等について、本市が設置する選定委員会において審査する。

#### ア 第1次審査（書類審査）

提出書類を別紙「審査基準」に基づいて審査し、点数の高い提案者から順に4者を第1次審査の通過者とする。ただし、審査の結果、機能要件書の充足度に係る点数が200点以上に達しない場合は、上位4者であったとしても、第1次審査の通過者とはしない。

なお、参加者が4者に満たない場合においても同様に審査を行う。

#### イ 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）

第1次審査の通過者に対し、企画提案についてのプレゼンテーション、提案システムのデモンストレーションによる審査を実施し、別紙「審査基準」に基づく点数を加算し、最も優れた提案者を候補者として決定するものとする。

#### ウ 審査結果の通知・公表

- ① 1次審査の結果は、9月15日に郵送で通知する。
- ② 2次審査の結果は、候補者選定後に郵送で通知する。また、通知後、富岡市ホームページにおいて公表する。

### (2) プレゼンテーションの実施

企画提案書について、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。詳細については、参加資格を有するものに対し別途通知する。

#### ア 実施日

令和3年9月下旬

#### イ 場所

Yokowo 富岡市民体育館内会議室

#### ウ その他

- ① プレゼンテーションには、実機によるデモンストレーションも含むこと
- ② プレゼンテーションに必要な機器は、提案者が用意することとするが、会場、スクリーン及びプロジェクターは本市で用意する。

### (3) 候補者の選定方法

ア 第1次審査と第2次審査の合計点が最も高い者を候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2「事業概要」(4)の上限額を超える場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 審査に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 契約手続

- (1) 候補者と本市との間で、契約内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。
- (2) 候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。